

バス運賃体系の見直しについて

1. 背景

平成 29 年 10 月策定の亀山市地域公共交通計画の目標である「市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち」を目指すために 5 つの基本方針を定めています。その中で、この目標像の共有化を図り、まちづくりと連携した市内全域で活用できる合理的な公共交通ネットワークの形成と地域の利用者ニーズを踏まえた効果的運行方式の導入と財政負担の軽減に向け、その一つの施策として運賃体系の見直しを掲げています。

2. 現状と課題

亀山市のバスは、営業路線である亀山国府線、亀山関工業団地線、廃止代替路線である亀山みずほ台線、亀山棕本線は、対キロ制運賃となっています。一方、さわやか号は 100 円均一、東部ルートは初乗り運賃 100 円で、市中心部エリア（亀山駅及び医療センター・あいあい）を超える場合は 200 円、その他の自主運行バスは 100 円均一、関南部スクールバス活用バスは無料と、多様なバスの運賃体系が存在しており、路線バスを含む合理的な公共交通ネットワークを形成するために各バス路線の運賃体系を各路線の機能に合わせて再整理する必要があります。

【各路線の運賃と支払方法】

区分	路線名	運賃	支払方法
営業路線	亀山国府線	亀山駅 180 → 200 → 230 → 290	現金 回数券 定期券 IC
	亀山関工業団地線	180 → 200 → 230 → 290	現金 回数券 定期券 IC
廃止代替路線	亀山みずほ台線	180 → 200 → 230 → 290 → 320	現金 回数券 定期券 IC
	亀山国府線	180 → 200 → 230 → 310	現金 回数券 定期券 IC
自主運行路線	さわやか号	100 → 100	現金 回数券 定期券 IC
	野登・白川地区自主運行バス	100 → 100	現金 回数券 定期券 IC <small>小学生のみ</small>
	西部ルート	100 → 100	現金 回数券 定期券 IC <small>中学生のみ</small>
	東部ルート	100 → 医療センター 100 → 200	現金 回数券 定期券 IC
	南部ルート	100 → 100	現金 回数券 定期券 IC
	加太地区福祉バス	100 → 100	現金 回数券 定期券 IC <small>中学生のみ</small>

IC車載器搭載(未利用)

また、平成 29 年度の自主運行路線の運行経費が約 9,500 万円に対して、運賃収入が約 850 万円で、収支率は 8.9%となっています。平成 30 年には 8.4%、令和元年度には 8.0%と減少しており、収支率の改善も課題の一つと考えています

【自主運行路線の収支率】

区分	H29	H30	R1
運行経費(委託料)	94,749,540	92,828,520	93,364,100
運賃収入	8,449,600	7,789,000	7,464,420
収支率	8.9%	8.4%	8.0%

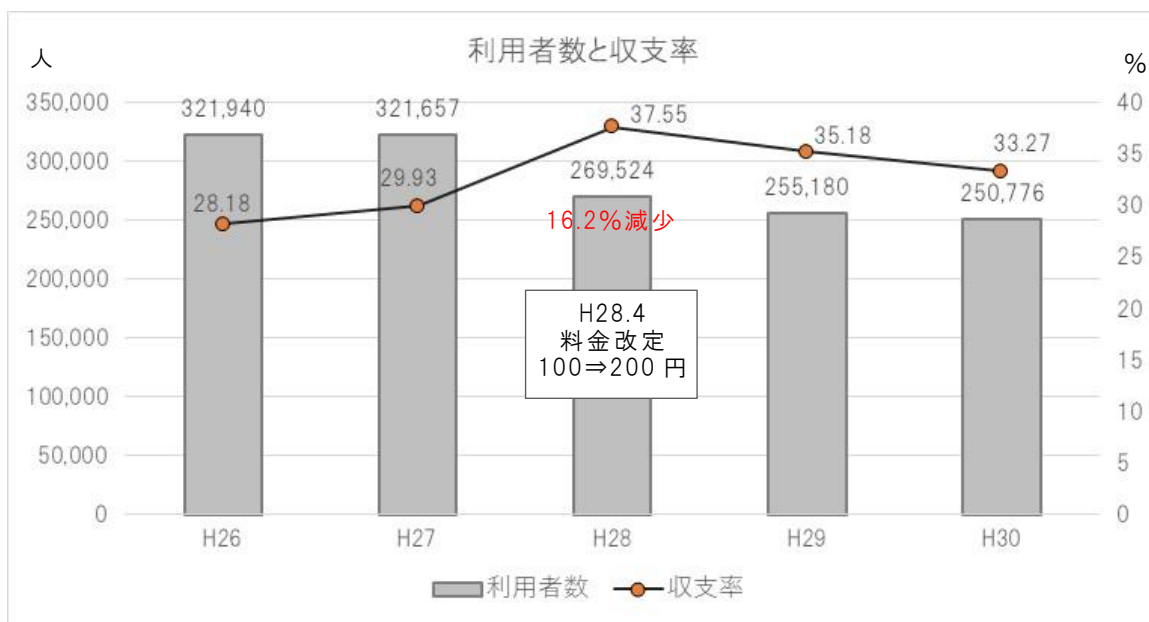
3. 見直しの方向性

地域公共交通計画において、バス路線の運賃体系を各路線の機能に合わせて再整理を行うため、次の方向性を示しています。

- ①行政界を跨ぐ地域間の幹線として機能する基幹バス及び特定目的バス（廃止代替路線）については、通勤・通学需要にも対応する路線であり、基本的に現行の路線バス運賃の対キロ制運賃とします。
- ②まちなか循環バス（自主運行路線）については、中心市街地でのモビリティの向上を図るため、均一運賃としますが、鉄道や基幹バス及び特定目的バス路線等とも整合を図りながら、受益者負担の適正化に関する基準等に準じて運賃を改定する必要があります。
- ③地域生活バスのうち、定時定路線型バスについても、各地域から生活拠点となる最寄りの交通結節点（亀山駅、関駅、井田川駅、市役所、支所、医療センター）へのアクセス利便性を考慮し、路線単位での最寄り生活圏（ゾーン）内は均一運賃としますが、まちなか循環バスと同様に運賃を改定する必要があります。
- ④地域生活バスの運賃体系については、同一路線内であっても各地域から最寄り生活圏（ゾーン）を跨ぐ場合は、一定料金が加算されるゾーン制運賃とします。

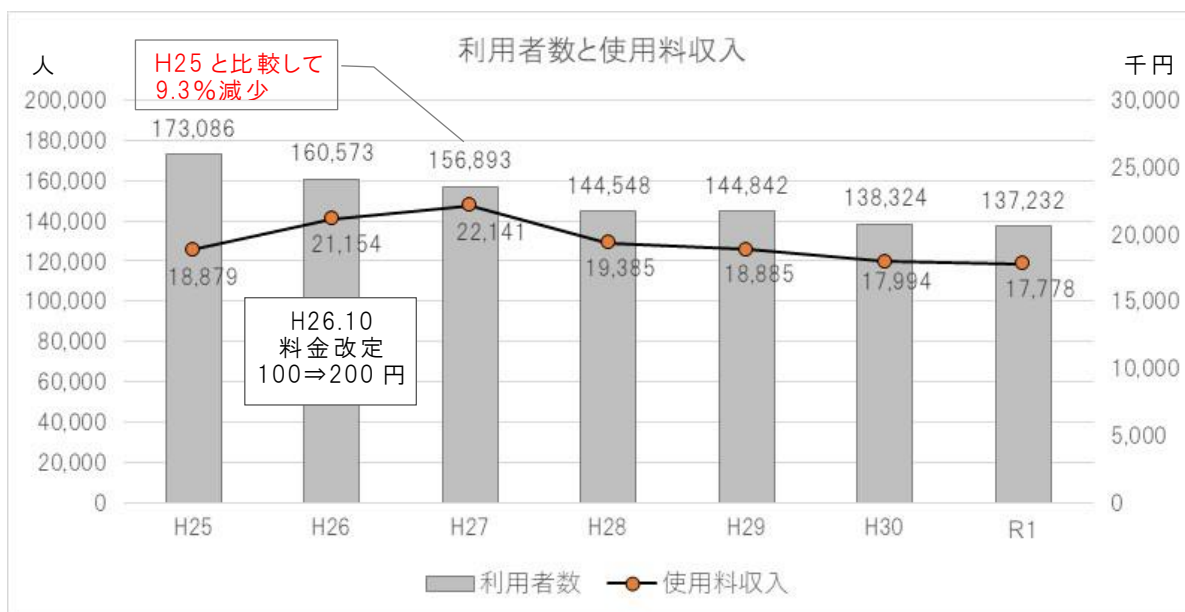
運賃を増額する改定については、利用者数への影響が懸念されます。鈴鹿市のまちなか循環バスである C-BUS の例では、料金を 100 円から 200 円に改定した年から 16.2%減少しています。収支率については、運賃改定により一時的に改善したものの、利用者数の減少により下がっているのが現状です。

【C－BUSの利用者数と収支率】



また、同様に亀山市総合保健福祉センター「白鳥の湯」の料金改定（100 円→200 円）については、料金改定とともに年間パスポートの導入を行ったため、減少幅は小さくなっていますが、9.2%の利用者減となっています。

【白鳥の湯の利用者数と使用料収入】



運賃については、受益者負担の適正化の観点から見直しを行いますが、利用促進と併せてニーズに応じた細やかなサービスの改善を行っていく必要があることから、対キロ制運賃や均一運賃の運賃体系のほか、定期券の導入、交通系ICシステムを含めた支払方法なども併せて検討していくこととします。

4. 見直し案

(1) 運賃改定

①対キロ制運賃

行政界を跨ぐ地域間の幹線として機能する廃止代替路線については、広域路線であることから、方向性で示したとおり対キロ制運賃とし、金額についても営業路線と整合を図るため、現行どおりとします。

②均一運賃

自主運行路線については、中心市街地でのモビリティの向上を図るため、方向性で示したとおり均一運賃とします。

金額については、次のことを考慮して改定を行います。

- ①営業路線及び廃止代替路線の運賃が市内移動の場合、180円から320円であることから、この範囲内において見直しを行います。
- ②受益者負担の適正化に関する基準において、種別1使用料 区分Ⅲ（受益者負担率原則50%）に相当する事業です。路線ごとの1人当たりの運行経費を計算すると、次の表のとおり、さわやか号で約500円、他の路線では1,000円を超えていますが、利用者にとって急激な負担増とならないよう緩和措置を講じます。
- ③各地域から最寄り生活圏（ゾーン）を跨ぐ場合は、一定料金が加算されるゾーン制運賃としますが、急激な負担増とならないよう当分の間は料金を据え置きとします。

【1人当たり運行経費】

路線名	委託料(円)			利用者数(人)			1人当たり運行経費(円)		
	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01
さわやか号 (12便/日)	16,038,000	16,308,000	17,058,500	34,985	33,467	33,075	458	487	516
野登・白川地区自主運行バス (16便/日)	23,936,100	24,118,920	25,013,500	21,231	20,399	17,782	1,127	1,182	1,407
西部ルート (10便/日)	16,867,440	12,549,600	12,340,200	7,741	7,293	7,952	2,179	1,721	1,552
東部ルート (8便/日)	15,033,600	15,552,000	15,875,900	8,480	9,514	9,315	1,773	1,635	1,704
南部ルート (12便/日)	10,821,600	12,096,000	10,366,600	9,270	9,427	9,152	1,167	1,283	1,133
加太地区福祉バス (14便/日)	12,052,800	12,204,000	12,709,400	10,535	10,196	10,167	1,144	1,197	1,250
合計	94,749,540	92,828,520	93,364,100	92,242	90,296	87,443	1,027	1,028	1,068

【参考】

乗合タクシー ※H30.10.1から運行開始		548,240	3,436,870		352	2,120		1,558	1,621
---------------------------	--	---------	-----------	--	-----	-------	--	-------	-------

【現行】

区分	全ルート 共通運賃	東部ルート ※
中学生以上	100 円/回	200 円/回
小学生	50 円/回	100 円/回
小学生未満、 障がい者及び その介助者	無料	無料

【改定案】

区分	全ルート 共通運賃	東部ルート ※
15 歳以上 ※中学生除く	200 円/回	200 円/回
小学生・ 中学生 乗合タクシー登録者	100 円/回	100 円/回
小学生未満、障 がい者及びその 介助者	無料	無料

⇒

※あいあい、医療センターを越える利用

※乗合タクシーの利用要件

利用要件		年齢制限
1	満 65 歳以上満 75 歳未満で四輪運転免許がない人	あり
2	満 75 歳以上の人	
3	運転免許を自主返納した人	なし
4	心身的な理由により四輪運転免許を取得できない人	
5	心身的な理由により車を運転できない人	

(2) サービスの付加

利用者の利便性とサービスの向上を図るため、運賃改定に併せて、定期券と交通系 IC システムの導入、回数券の見直しを行います。



① 定期券

定期券については、営業路線及び廃止代替路線で既に導入されており、自主運行路線とサービスの格差が生じています。自主運行路線の運賃を 200 円に改定することに併せて、営業路線及び廃止代替路線の 200 円区間の定期券の額も参考にしながら、以下のように金額を設定します。

【単位：円】

区分		現行 (100 円の場合)	改定案 (200 円の場合)	定期券	1 回あたり
一般	1 ヶ月	4,000	8,000	6,000	150
	3 ヶ月	12,000	24,000	18,000	150
学生 乗合タクシー登録者	1 ヶ月	4,000	8,000	4,000	100
	3 ヶ月	12,000	24,000	12,000	100
	年間(8 月分)	32,000	64,000	32,000	100

※20 日勤務・通学を想定したシミュレーション

- 交通系 I C システム導入をした場合、三重交通(株)の I C 定期券「エミカ」の利用も可能となりますが、亀山出札所へのシステム導入が別途必要となるため、通常の定期券(紙ベース)とします。また、通常の定期券とすることで、亀山交通(株)のジャンボタクシーでの利用も可能となります。

②交通系 I C システム

交通系 I C システムについても、営業路線及び廃止代替路線で既に導入されており、自主運行路線とサービスの格差が生じています。TOICA や ICOCA など交通系 I C カードの全国相互利用サービスが可能となり、バス間の乗り継ぎだけでなく、鉄道への乗り継ぎの利便性の向上も図られます。

J R 亀山駅－南四日市駅間への TOICA の導入 (H31.4) に引き続き、J R 亀山駅－加茂間においても ICOCA の導入 (R3.4) が予定されていることから、自主運行路線においても、交通系 I C カードが利用できるようシステムの導入を行います。

※ I C カード割引については、営業路線及び廃止代替路線と同様に自主運行路線においても行いません。

【年間経費 (6 台分)】

I C 車載器使用料 172,700 円×12 か月＝2,072,400 円 (保守管理料含む)

I C データ抽出経費 79,200 円×12 か月＝ 950,400 円

3,022,800 円(1 台あたり 503,800 円)

※別途 I C 精算額の 3%が手数料として必要

③回数券

回数券については、自主運行路線 6 路線のうち野登・白川地区自主運行路線と加太地区福祉バスに導入されていないため、現在の 4 路線共通の回数券を 6 路線共通として発行するよう見直しを行います。(100 円×22 枚綴・販売額 2,000 円)

5. 見直しの時期

令和 3 年 4 月 1 日の改定及び付加サービスの開始とします。

なお、野登・白川地区自主運行バス及び東部ルートについては、既に交通系 I C カード対応の運賃箱が搭載されているため、先行して試行導入を行います。

6. スケジュール

令和 2 年 8 月 バス検討委員会、地域公共交通会議の開催 (協議①)

10 月 バス検討委員会、地域公共交通会議の開催 (協議②)

I C システムの導入準備開始

令和 3 年 1 月 周知

I C カード試行利用(野登・白川地区自主運行バス、東部ルート)

4 月 運賃改定、定期券・I C カードの利用開始、6 路線共通回数券